

応募に関する注意事項

～公募要領の説明～

2024年3月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

本資料は、応募に関して定めている「公募要領」の内、NEDO公募事務局側で特に重要と考えるものをピックアップしたものです。

応募の際には、本資料に限らず、「公募要領」を必ずご確認ください。

2024年度公募の主な変更ポイント



①公募要領（個別課題推進スキーム）1-3.(2)：
「重要技術」を改訂。

②公募要領（個別課題推進スキーム）1-3.(2)：
原則、「重要技術」に該当する提案技術に対してのみ助成する。

③公募要領（重点課題推進スキーム）1-3.(2)：
「技術開発課題」を更新。

④公募要領（個別課題推進スキーム）1-3.(2), 7-2.(2)：
経済産業省の「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略」の本文に定めた「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案である場合、重点的に採択する。

⑤公募要領（個別／重点課題推進スキーム）4-3.(1)⑧, 7-2.(3), <添付資料3>：
提案時点でワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定を受けている企業に対して、審査時に加点措置を行う。

⑥公募要領（個別／重点課題推進スキーム）8-2.(16)：
特許出願の非公開に関する制度として、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれのある技術情報は、原則、NEDOに提示しない。

1. 事業の概要
2. 応募要件
3. 省エネルギー効果量算定の事前提出
4. 応募方法
5. 公募説明会・公募相談会の実施
6. 秘密の保持
7. 助成先の選定
8. 採択された場合の流れ及び注意事項
9. 問い合わせ
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート
11. その他
 - <添付資料1> 省エネルギー効果量の算出方法
(別表1) エネルギー源別発熱量一覧表
 - <添付資料2> 「重要技術」一覧
 - <添付資料3> ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
 - <添付資料4> 「助成事業」のポイント
 - <添付資料5> 追跡調査・評価の概要

公募要領

個別課題推進スキーム

※特筆事項がない限り、重点課題推進スキームと共通

受付期間・問い合わせ先



2024年度

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の 研究開発・社会実装促進プログラム 個別課題推進スキーム 公募要領

本公募要領は NEDO のホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>) の
実施者募集 (公募) サイトからダウンロードすることができます。

■省エネルギー効果量の事前提出期間(必須)

NEDO HP 提出 : 2024年3月8日(金)~2024年4月11日(木)正午

■応募書類受付期間

NEDO HP 提出 : 2024年3月8日(金)~2024年4月18日(木)正午

<お問い合わせ>

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
電子メールアドレス shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2024年3月8日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

<省エネルギー効果量事前提出期間(必須)>
HP提出 : 3/8 (金) ~ 4/11 (木) 正午

<応募書類受付期間>
HP提出 : 3/8 (金) ~ 4/18 (木) 正午

※本資料に記載している日時は全て日本時間です。

問い合わせ先 :
「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・
社会実装促進プログラム」事務局
shouene@nedo.go.jp

1-3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」



エネルギー使用量削減のない技術は対象外

1-3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」

本事業では、2023年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）に規定する「エネルギー（燃料、熱、電気）」の大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、**本事業ではエネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外とします。**

例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電などは対象としません。

また、**使用の合理化の対象となるものは、＜添付資料1＞（別表1）エネルギー源別発熱量一覧表を参照**ください。この表に載っていない原油換算での省エネ効果量算出が困難な再生可能エネルギー（風力、太陽光発電など）の効率性向上は**対象外**となります。

改正省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/

1-3. 事業内容

(2) 重要技術

(2) 重要技術

応募対象となるのは、原則、経済産業省及びNEDOが策定した「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」における「重要技術」で掲げられた技術開発テーマです。この「重要技術」一覧を、[＜添付資料2＞](#)に示します。

なお、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合は、「3. 省エネルギー効果量算定の事前提出」に記載の必要事項を記入の上、同期限までに提出してください。応募の可否をNEDOにて総合的に判断します。

「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」における「重要技術」(案)

一次エネルギー供給から最終エネルギー消費まで	エネルギー転換・供給		
	<p>【次世代電力供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素化・脱炭素化を実現する発電技術 次世代電力流通技術 再生可能エネルギー関連技術 	<p>【再生可能エネルギーの有効利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給側の調整力 需要側の調整力 	<p>【次世代エネルギーインフラ技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱輸送技術 水素等関連技術
	産業	家庭・業務	運輸
	<p>【高効率製造プロセス】</p> <p>(業種別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的化学製品製造技術 革新的製鉄技術 革新的自動車製造技術 革新的半導体製造技術 革新的セメント製造技術 革新的ガラス製造技術 <p>(用途・手段別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的加工技術 革新的熱利用製造技術 	<p>【ZEB・ZEH・LCCMプロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ZEB・ZEH関連技術 <p>【情報機器・システム運用効率化プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ型データセンター・ICT機器 	<p>【次世代自動車システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車等（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車） <p>【ITS・スマート物流システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車インフラ 高度道路交通システム（ITS） スマート物流システム <p>【次世代航空・船舶・鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代航空・船舶・鉄道技術
部門横断			
<ul style="list-style-type: none"> 未利用熱の循環利用 熱エネルギーシステム技術の高度化 ヒートポンプ高度化技術 			<ul style="list-style-type: none"> エネルギーマネジメント技術 パワーエレクトロニクス技術 複合材料・セラミックス製造技術

また、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」の本文に定めた「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」として、「家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術」、「熱の有効利用による省エネルギー技術」、「データ処理の高効率化関連技術」、「自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術」については、上記「重要技術」の中でも重点的に採択します。

より詳細な、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」における本文、ロードマップ、技術シートは、下記のHP掲載資料を参照してください。

https://www.nedo.go.jp/news/other/ZZDA_100021.html

「重要技術」に該当しない技術に関する提案

- ・「3. 省エネルギー効果量算定の事前提出」に必要事項を記入し、期日までにNEDOに提出。
⇒ 応募の可否をNEDOで総合的に判断

「重要技術」の内、以下に該当する提案は、重点的に採択する。

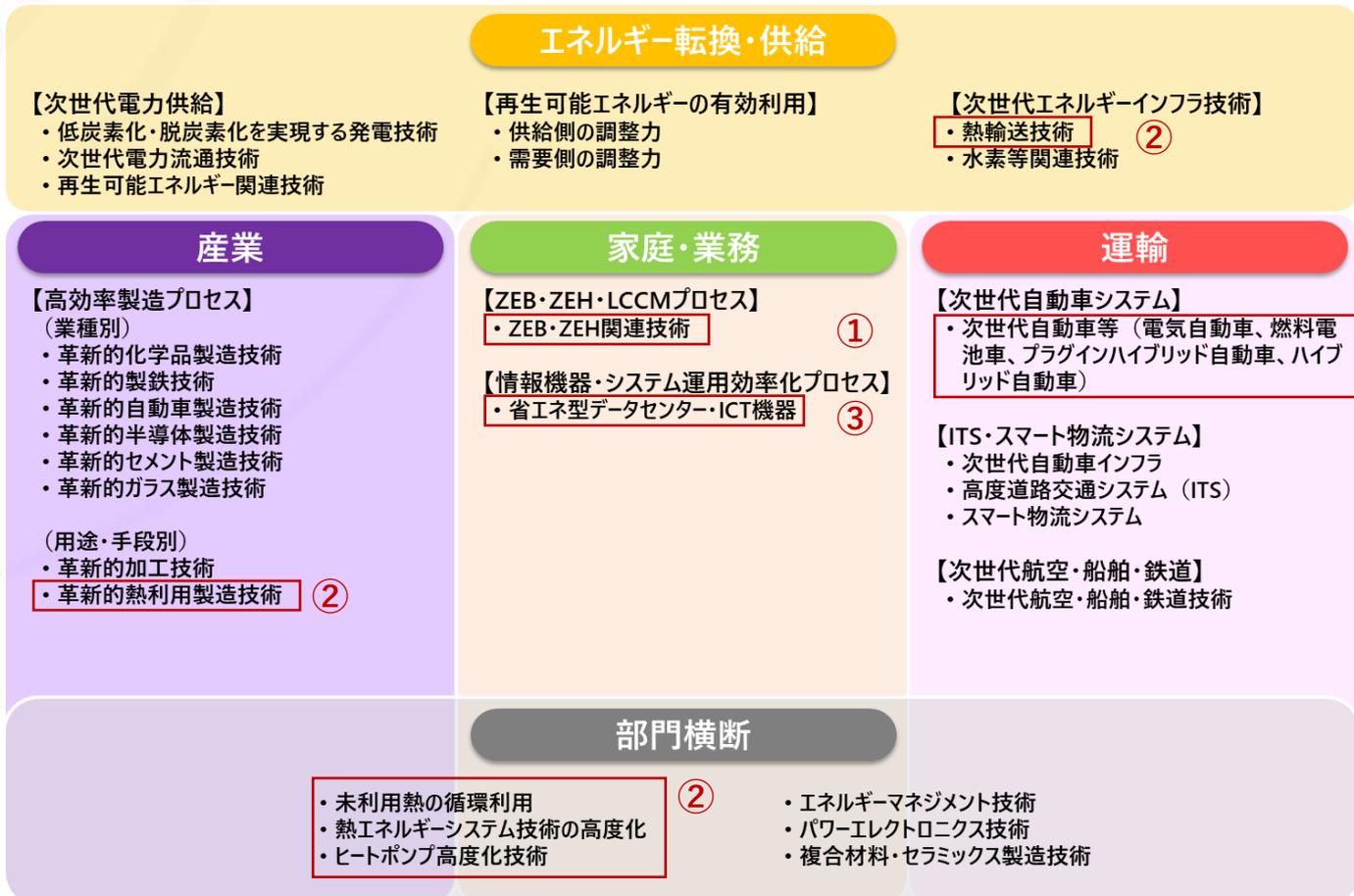
- ・ 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術
- ・ 熱の有効利用による省エネルギー技術
- ・ データ処理の高効率化関連技術
- ・ 自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術

(次ページ参照)

重点的に採択する4技術

- 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術・・・下記①(内、**高効率給湯器に資する技術**)
- 熱の有効利用製造技術・・・下記②
- データ処理の高効率化関連技術・・・下記③
- 電動車の電費向上に資する技術・・・下記④(内、**電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車に資する技術**)

一次エネルギー供給から最終エネルギー消費まで



(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

技術開発フェーズは下記条件の範囲で組み合わせることが可能です。なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

- ① FS 調査フェーズは、組み合わせ不可です。
- ② インキュベーション研究開発フェーズは実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ又はその両方と組み合わせることが必須です。
- ③ 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズは、単独フェーズの場合は2年以上の事業期間である必要がありますが、他のフェーズと組み合わせる場合は事業期間1年での申請が可能です。

応募タイプは下記7タイプから選択ください。

タイプS: 「FS 調査フェーズ」

タイプA: 「インキュベーション研究開発フェーズ」 + 「実用化開発フェーズ」 + 「実証開発フェーズ」

タイプB: 「インキュベーション研究開発フェーズ」 + 「実用化開発フェーズ」

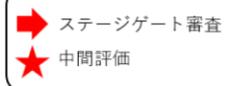
タイプC: 「インキュベーション研究開発フェーズ」 + 「実証開発フェーズ」

タイプD: 「実用化開発フェーズ」 + 「実証開発フェーズ」

タイプE: 「実用化開発フェーズ」

タイプF: 「実証開発フェーズ」

タイプ	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
S	FS				
A	インキュ	→ 実用化	→ 実証		
B	インキュ	→ 実用化	★		
C	インキュ	→ 実証			
D	→ 実用化	★	→ 実証		
	実用化	→ 実証			
E	→ 実用化(3年の場合)	★			
	→ 実用化(5年の場合)		★		
F	→ 実証 (3年の場合)	★			



- **FS 調査**
他フェーズとの組み合わせ不可。
- **インキュベーション研究開発**
他のフェーズとの組み合わせが必須。
- **フェーズを組み合わせた場合**
現フェーズ終了前に「ステージゲート審査」を実施。
- **実用化開発・実証開発**
3年又は4年事業は2年目終了前に
5年の事業は3年目終了前に
「中間評価」を実施。
- **事業期間**
「実用化開発」及び「実証開発」フェーズは、
単独の場合、事業期間2年以上が必要。
他フェーズと組み合わせる場合、事業期間
1年での申請が可能。

2-3. 実施体制

2-3. 実施体制

- (1) 全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれている必要があります。
- (2) 技術開発責任者を実施体制内で 1 名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDO との調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- (3) 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (4) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- (5) 大学等の単独提案は、原則として認めません。

- 1 名の
技術開発責任者(FS調査責任者)
を選出。

- 技術開発責任者は、**主任研究者候補(委託先、共同研究先は除く)**
から選出。

- 学術機関等から民間企業への
委託・共同研究は**原則不可**。

- 実施体制が大学等のみで構成される
提案は**原則不可**。

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量(原油換算値)が必要です。ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く提案していただく観点から、省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合でも提案は可能としますが、その場合には、費用対効果(技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量)を勘案して採否を判断します。

また、2040年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から3年後の時点での省エネルギー効果量も記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は<添付資料1>を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

[2040年度時点の省エネルギー効果量に対する技術開発費の妥当性に関する考え方(省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合)]

提案技術の2040年度時点の省エネルギー効果量をX万kL/年とする場合、各フェーズの上限額にX/10を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安とし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合、費用対効果を踏まえた上で総合的に採否を判断します。

なお、費用対効果に関して不明な点がある場合は、事前にNEDOにご相談ください。

※上記の考え方は実用化開発フェーズ及び実証開発フェーズに適用します。

【参考：種類別 等価エネルギー換算表】

原油	石炭 (輸入原料炭)	石油製品 (ガソリン)	都市ガス (都市ガス)	電力 (電力受電端発熱量)
10万kL	13.3万t	11.5万kL	9,600万m ³ -SATP	44,900万kWh

《注意》提案書に記載する省エネルギー効果量は、<添付資料1>の原油換算値(発熱量1MJ=原油2.58×10⁻⁵kL)を用いて記載してください。

また、計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表*」のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。*https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html

以下の省エネ効果量を記載。

- **2040年度時点**
- **販売開始から3年後時点**

2040年度時点の省エネ効果量が**10万kL/年未満**の場合。

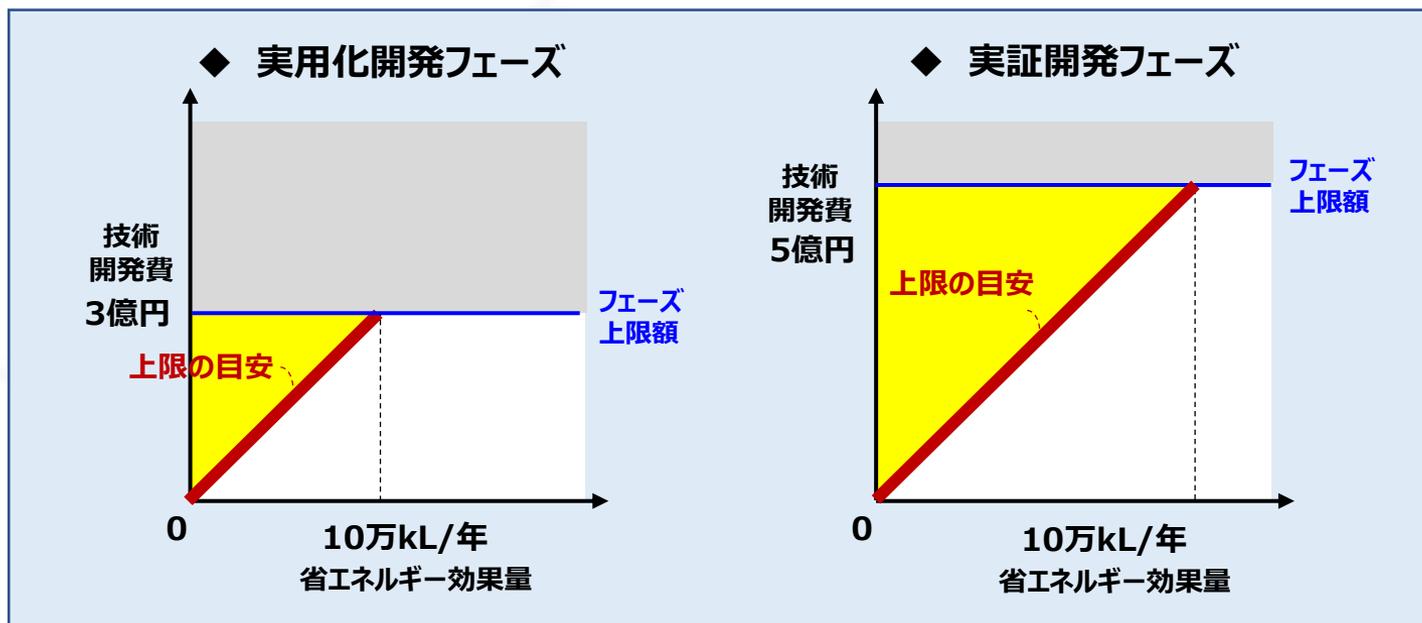
(次ページ参照)

(注意事項)省エネルギー効果量が、10万kL/年に満たない場合

2040年度時点の省エネルギー効果量をX万 kL/年とする場合、各フェーズの上限額にX/10を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安(下図赤線)とする。

ただし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合(下図黄色部)、費用対効果(技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量)を踏まえた上で総合的に採否を判断する。

※上記の考え方は、**実用化開発フェーズ**、及び、**実証開発フェーズ**のみに適用。



費用対効果に関してご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

2-5. 助成対象費用

2-5. 助成対象費用

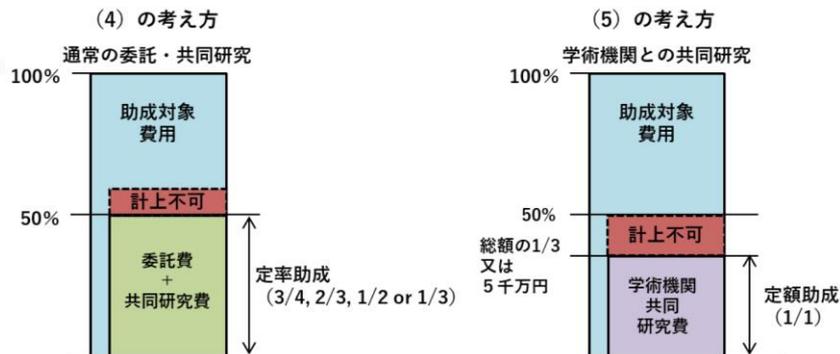
- (1) 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。概略を以下の表に示します。

(中略)

- (2) 消費税は助成対象外です。
- (3) 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- (4) 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費（助成対象費用）の 50%未満とすることが必要です。
- (5) 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第 6 条第 2 項に基づき、当該共同研究費については定額助成^{*}します。
- (6) 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※ 「定額助成」とは当該経費に助成率は乗じないで助成することです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100%負担します）。助成事業者毎の年間技術開発費の1/3又は5千万円のいずれか低い額が上限となります。定額助成の対象となる学術機関等に対する共同研究費の総額は、この上限を超過できません。

「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記(4)、(5)項の内容を図示すると、下記のとおりです。



■ 委託・共同研究費は、助成事業者ごとの年間技術開発費の50%未満。

■ 共同研究先が学術機関等の場合、費用はNEDOが100%助成。

※ 上限あり：「助成事業者ごとの年間技術開発費の1/3」、又は「5,000万円」のいずれか低い額。

■ 提案者と委託・共同研究先間の契約において、費用は提案者が全額負担（消費税含）する契約とすること。

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出



3-1. 事前提出時の期限・提出先

3-2. 事前提出時の注意事項

3. 省エネルギー効果量算定の事前提出

3-1. 事前提出時の期限・提出先

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、事前提出の上、NEDOの確認を受ける必要があります。「3-2. 事前提出時の注意事項」を参照の上、必要事項を記入し、期限までに公募事務局まで事前提出フォームにてアップロードしてください。なお、NEDO 確認後も、省エネルギー効果量及び記載情報の変更は可能です。

<事前提出期限>2024年4月11日(木)正午(提案書提出期限の1週間前)

<事前提出フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/rmexawowp66k>

3-2. 事前提出時の注意事項

以下を記入した提案書ファイルBをexcel形式で提出してください。なお、NEDOの確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットに限ります。それ以外の情報につきましては前提情報として参照しますが、フィードバック等はいりません。

- ・基本情報入力シート(シート「基本情報1」) *31行目までのみで可
- ・提案書要約版-概要(シート「様式2」) *8行目のみで可
- ・提案書要約版-技術概要図(シート「様式3」)
- ・省エネルギー効果量計算フォーマット(シート「様式4別紙2」)

※事前提出時点の情報で構いません。提案書提出時の変更も可とします。

※上記以外の情報を記入してあっても問題ありません。(NEDOの方で参照する場合がありますが、確認・フィードバックは行いません。)

■ 省エネ効果量の事前提出 **必須**。

提案書ファイルB(Excelファイル)の内、『**省エネルギー効果量計算フォーマット(様式4別紙2)**』他を記入の上、Excelファイルのまま事前提出フォームからアップロード。

※通常2~3日以内にNEDOよりフィードバックします。

※計算方法は公募要領<添付資料1>を参照ください。

■ 省エネ効果量計算の前提の理解のため、下記情報を記入(必須)ください。

- ・**基本情報入力シート**(シート「基本情報1」)
- ・**提案書要約版-概要**(シート「様式2」)
- ・**提案書要約版-技術概要図**(シート「様式3」)
- ・**省エネルギー効果量計算フォーマット**(シート「様式4別紙2」)

※事前確認の提出時点から提案書提出までに、NEDOのフィードバックを含め、内容を修正することは可能です。

<提出期限>

2024年4月11日(木) 正午

4. 応募方法

4-1. 提出期限・提出先

4. 応募方法

4-1. 提出期限・提出先

本公募要領に従って、以下の提出期限までにアップロードしてください。なお、郵送や持参等による提出は一切受け付けません。

<提出期限>2024年4月18日(木) 正午

<ウェブ入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/v6iuldccna5a>

<提出期限>

2024年4月18日(木) 正午

- **NEDOの『ウェブ入力フォーム』からアップロード。**

※期限までに受理されなければ、いかなる理由があろうとも無効となる。

※提出先はe-Radではありません！

4-2. 提案書及び応募書類等様式

4-2. 提案書及び応募書類等様式 (略)

■入力項目

- ①提案名(技術開発テーマ/FS 調査テーマ名)
 - ②代表提案者法人番号
 - ③代表提案者の e-Rad における所属研究機関コード
 - ④代表提案者法人名称
 - ⑤代表提案者法人連絡担当者氏名
 - ⑥代表提案者法人連絡担当者 E メールアドレス
 - ⑦代表提案者法人連絡担当者電話番号
 - ⑧応募書類 (「■提出書類」をアップロード)
- ※代表提案者は「技術開発責任者が所属する法人」です。

■提出書類

- ・提案書要約版 (様式 1、様式 2、様式 3)
- ・提案書本文 (様式 4、別紙 1、別紙 3、別紙 4、別紙 5)
- ・省エネルギー効果量計算フォーマット (様式 4 別紙 2)
- ・事業成果の広報活動について (様式 5)
- ・主任研究者の研究経歴書 (様式 6)
- ・利害関係の確認について (様式 7)
- ・その他の研究費の応募・受入状況 (様式 8)
- ・(該当事のみ) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (様式 9)
- ・(該当事のみ) **ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (様式 10)**
- ・(該当事のみ) 改正省エネ法における定期報告書の任意開示制度への参画宣言に関するエビデンス (経済産業省から送付された登録完了メールの写し) (詳細は「4-3. (1)⑨」)
- ・e-Rad 応募内容提案書 (詳細は「4-3. (2)」)
- ・会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
- ・直近の事業報告書
 - ※作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを提出すること。
- ・財務諸表直近 3 期分 (原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書)
 - ※製造原価報告書を作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを提出すること。
- ・当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料
- ・チェック済の応募書類等提出時チェックシート

ウェブ入力フォームに①～⑦を入力

⑧応募書類一式をzipファイルにてアップロード。

※提出後、画面に受付番号が表示されるので控えておく。

NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成。

- ・様式4(提案書本文) : wordで作成し、PDF化
- ・それ以外 : excelで作成し、PDF化

※ただしword、excel形式版も合わせて提出

※一つのzipファイルにまとめて、アップロード。

(今回の公募から追加)

提出時点において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する各種認定を取得している提案法人は、審査時に**加点措置**を行います。**加点を希望する場合は、表明書(様式10)を提出ください。**

(詳細はp.22参照)

23年度追加公募から追加

4-3. 提出書類の作成及び提出の注意事項 (1/4)

4-3. 提出書類の作成及び提出における注意事項

(1) 提案書類の作成

① 提案書要約版 (様式 1、様式 2、様式 3)

- ・代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
- ・e-Radにおける所属研究機関用 ID (10桁 (けた)) を必ず記載してください。
- ・採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせメールアドレスに連絡してください。
- ・提案書本文 (様式 4) の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
- ・様式 2 は各 1 ページ以内で作成してください。
- ・様式 3 は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

② 提案書本文 (様式 4)

- ・必ず **18 ページ以内 (FS 調査フェーズは 8 ページ以内)** で記載してください。指定ページ超過分は審査の対象としません。
- ・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ・ページ番号を下中央に印字してください。

③ 事業成果の広報活動について (様式 5)

- ・事業の実施者には、NEDO と協力して効果的に情報発信することを了解していただきます。実施体制内のすべての法人 (委託先、共同研究先を含む) が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

④ 主任研究者の研究経歴書 (様式 6)

- ・助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者 (実施体制に含まれる全ての法人) について、研究経歴書に記載していただきます。
- ・1 人 1 ページ以内で作成してください。
- ・技術開発責任者の場合は、様式内に明示ください。

提案書本文ページ数

- ・ **応募タイプ S (FS 調査) は 8 ページ以内**
- ・ **それ以外は 18 ページ以内**
- ・ (参考) **重点課題推進スキームは 28 ページ以内**

4-3. 提出書類の作成及び提出の注意事項 (2/4)

⑤ 利害関係の確認について (様式 7)

- ・「提案者名」、「提案テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合も記載してください。

※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

(後略)

公正な採択審査の徹底

- ・採択審査委員の選定段階で、**提案者の利害関係者を排除。**

※利害関係者に限らず、採択審査委員には、提案情報を**審査以外の目的で利用することを禁じております。**

4-3. 提出書類の作成及び提出の注意事項 (3/4)

⑥ その他の研究費の応募・受入状況 (様式 8)

- ・実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金(競争的研究費)を除くその他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。)の状況(配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート)を記入してください。
- ・研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を記入してください。
- ・既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

⑦ (該当者のみ) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (様式 9)

- ・従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式 9 による表明書をご提出ください。
- ・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度(又は暦年)に、対前年度(又は前年)と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している(又は公表予定がある)場合に加点いたします。(事業開始までに公表されている必要があります。)
- ・給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ・複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。
- ・表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表(自社ウェブサイト等)いただきます。

- 実施体制内のすべての法人ごとに、**主任研究者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の研究費状況を記載してください。**
- **他機関における役職について記載してください。**

代表提案者(代表法人)について賃金引上げ計画がある場合、審査時に加点措置**を行います。
加点を希望する場合は、様式9による表明書をご提出ください。**

4-3. 提出書類の作成及び提出の注意事項 (4/4)

⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (様式 10) (詳細は [<添付資料 3>](#))

- ・提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

⑨ (該当者のみ) 改正省エネ法における定期報告書の任意開示制度への参画宣言に関するエビデンス

- ・省エネ法に定められている定期報告書の任意開示制度への参画を宣言している企業等の提案については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、経済産業省から送付された登録完了メールの写しをご提出ください。

(今回の公募より追加)

- 実施体制の提案法人について、以下のワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定状況を記載ください。

加点を希望する場合は、様式10を提出ください。

- ・女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし)
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん)
- ・若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)

(23年度追加公募より追加)

改正省エネ法の任意開示制度への参画宣言をしている場合、審査時に**加点措置**を行います。

加点を希望する場合は、経済産業省から送付された**登録完了メールの写し**をご提出ください。

4-4. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合



4-4. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ・提出された提案書を受理した際にはメールにて連絡します。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

**応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正**すること。
※期限以降は修正不可。

4-5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録



4-5. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募受付期間内に、e-Rad へ応募基本情報の登録を完了してください。

(e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>)

手続きの概略を①～④に示します。

詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

①所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。また実施体制内に複数研究機関が含まれる場合、それぞれの研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決め、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。

登録されると、所属研究機関用ID（10桁（けた））が発行されます。なお、登録手続きに2週間以上かかる場合があります。

(後略)

**提案書ファイルの提出前に、
e-Radへの登録・申請が必要。**

※所属研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合があります。

注1：

**e-Radは、別途手続きが必要です。
公募要領4-5の①～④と、
e-Rad操作マニュアルを参照ください。**

注2(再掲)：

**応募書類の提出先はNEDO「ウェブ
入力フォーム」です。**

e-Radではありません！

7-1. 審査の方法



7. 助成先の選定

7-1. 審査の方法

- (1) 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- (2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- (3) 審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO から様式 1 に記載いただいた連絡先へ電子メールにて連絡します。なお、プレゼンテーション資料は指定の様式（「2024 年度脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。
- (4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- (6) 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

<審査について>

- 公募要領の **7-2. 審査基準**、**7-4. スケジュール**を予め確認ください。
- **FS調査（応募タイプS）以外のすべての応募タイプで、プレゼンテーション審査を行う場合があります。**
応募資料と合わせ、プレゼンテーション資料を予めご準備ください。
- プレゼンテーション審査の詳細は、NEDO事務局より別途ご連絡します。

7-2. 審査基準

7-2. 審査基準

下表の審査項目及び審査内容に記載された観点から、審査を行います。

<FS 調査フェーズ>

(略)

(2)提案内容 (技術) 審査

(略)

技術の独自性、優位性、革新性	<ul style="list-style-type: none">・調査対象技術に独自性があるか。・調査対象技術に優位性があるか。また競合技術の比較等の根拠が示されているか。・調査対象技術に革新性があるか。・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案かどうか。(加点) 等
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(略)

<インキュベーション研究開発フェーズ、実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ>

(略)

(2)提案内容 (技術) 審査

(略)

技術の独自性、優位性、革新性	<ul style="list-style-type: none">・提案技術に独自性があるか。・提案技術に優位性があるか。また競合技術との比較等の根拠が示されているか。・提案技術に革新性があるか。・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案かどうか。(加点) 等
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(略)

該当フェーズの審査基準に沿って提案書を作成ください。

(今回の公募から追加)

経済産業省の「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」の「**省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術**」に該当する提案である場合、審査時に**加点措置**を行います。

提案書ファイルB（様式2）に必要事項を記載ください。

7-3. 審査結果の通知及び公表

7-3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 採択された事業については、NEDO から提案者に採択審査結果を通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は2024年6月を予定しています。
- (2) なお、採択にあたってはNEDO から条件を付す場合があります。
- (3) 採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。
- (4) 採択審査委員（評価者）の所属、氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- (5) 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

- 採択テーマの概要については、原則公開します。
- 公開資料の作成については、NEDO事務局より別途ご依頼します。

7-4. スケジュール

7-4. スケジュール

2024年

- 4月11日(木) 正午……………省エネルギー効果量の事前提出(必須)締め切り
- 4月18日(木) 正午……………公募締め切り
- 5月(予定)……………外部有識者による採択審査委員会
- 6月(予定)……………採択結果の決定及び通知
- 7月～8月(予定)……………交付決定・事業開始

**締め切りが2つあります。
ご注意ください。**

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定

(中略)

(2) 交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づく NEDO 助成額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

(中略)

- 採択後、**交付申請書**を提出。
- 採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは、特別な理由がある場合を除き不可。**
- 提案時の技術開発費について、**年度毎の総額を超えた申請は不可。**

8-2. 助成金の実施

(16) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

8-2. 助成事業の実施

(中略)

(16) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下、「経済安全保障推進法」という)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合には、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(今回の公募から追加)

<特許出願の非公開制度>

公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれのある技術情報は、**原則NEDOに提示しないでください。**

※上記は公募の提出書類にも適用されますので、十分にご注意ください。

※提案書ファイルA(5-4.提案書提出に際しての合意)に署名すること。

8-3. 助成事業の終了後

8-3. 助成事業の終了後

(1) 終了時評価の実施

助成事業終了後に終了時評価を行いますのでご協力ください。

(中略)

(5) 調査への協力

- ① 助成事業終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
- ② 助成事業終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価に協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、[＜添付資料 5＞](#)をご覧ください。また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合があります。

- テーマ終了後に**終了時評価**を実施いたします。
- 開発成果について、**追跡調査**がございましたので、ご協力をお願いします。

9. 問い合わせ

9. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては公募説明会・公募相談会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の 17 時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

NEDO 省エネルギー部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

<e-Rad ヘルプデスク： Tel: 0570-057-060 9:00～18:00（平日）>

問い合わせは**電子メールのみ**で受け付けます(日本語のみ、電話・FAX不可)。

※希望者にはメールで調整の上、面談可能。

<添付資料 1> 省エネルギー効果量の算出方法

<添付資料 3> 省エネルギー効果量の算出方法

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$2040 \text{ 年度時点の省エネルギー効果量} = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：2040年度時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。また事業化シナリオで想定しているユーザーの数(販売等に係る見込み)などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

ただし、単位当たりエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能です。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- 省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。この場合、**発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL(※)**としてください。
※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。
- 計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表(※)のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量(8.562MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量(8.64MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意ください。
※https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html
- 改正省エネ法では非化石エネルギーへの転換等に対する措置も追加されましたが、本プログラムでは、エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの置き換え等は対象外としますので、ご注意ください。
- 計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください(特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください)。
- 成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量計算フォーマット

- 応募書類の中に、省エネルギー効果量計算フォーマット(様式4別紙2)があります。そのフォーマットに基づいて、省エネルギー効果量を算定ください。

■ 指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

■ 指標B：2040年度時点の市場導入量

(市場ストック量)

※単位当たりエネルギー削減量と市場導入量が算出困難な場合は、**エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量**から効果量を算出することも可能

■ 原油換算：発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kLを使用。

■ 機器の消費電力を熱量換算する場合：

電力受電端発熱量8.64MJ/kWhを使用。

※計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。

省エネ効果量の事前提出が必須(再掲)。

※計算フォーマットをウェブフォームからアップロード。

<添付資料4>助成事業のポイント

<添付資料4>「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8-3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8-3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間）は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、**助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。**
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。
※ただし、**実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。**

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降5年**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況**について、**報告書を提出**させるものとする。
※ただし、**実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。**

公募要領

重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

1-3. 事業内容

(中略)

(2) 重要技術及び技術開発課題

本スキームの応募には「重要技術」及び「技術開発課題」に該当する必要があります。「技術開発課題」は、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における「重要技術」のうち、資源エネルギー庁及び NEDO が政策的に必要なもの（将来の革新的な省エネルギー技術開発として必要なものを含む）として設定しております。

「重要技術」及び 2024 年度の「技術開発課題」一覧を以下に示します。「重要技術」については [<添付資料 2>](#) も適宜参照してください。

(中略)

2024 年度「技術開発課題」一覧

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側/業務用・産業用高効率発電電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調、高効率給湯器等
C	ビッグデータやデジタル技術を活用した社会システムの省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI 活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術、デジタルツイン等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネ技術	—

本スキームの応募には
「重要技術」及び「技術開発課題」に該当する必要があります。

技術開発課題が
8 課題（課題番号 A～H）
に限定されています。

1-3. 事業内容 (3)重点課題推進スキーム

(4)フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査



(3) 重点課題推進スキーム

対象：2050年を見据え、業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象です。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

助成率：2/3（フェーズⅠ）、1/2（フェーズⅡ）以内

事業期間：10年以内（フェーズⅠ、Ⅱは各5年以内）

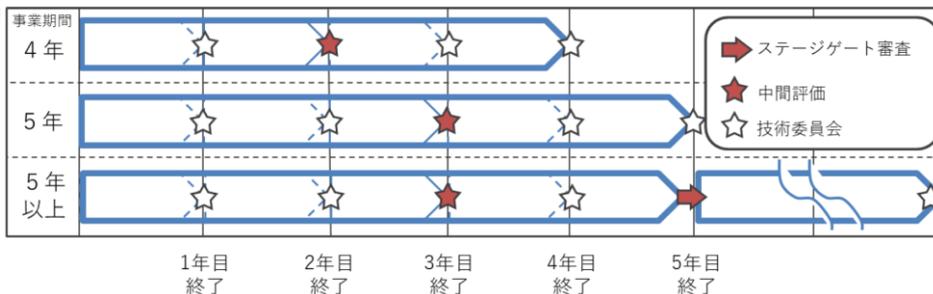
3年又は4年の事業を行う場合は2年目終了前に、5年の事業を行う場合は3年目終了前に「中間評価」を行い、継続の可否を決定します。また、5年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時に「ステージゲート審査」を行い、次フェーズへの継続の可否を決定します。

(4) フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

5年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時に「ステージゲート審査」を受ける必要があります。その審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか（技術開発上限の見直しを含む）、非継続とするか（次のフェーズに進まず終了）についてNEDOが決定します。なお、次の技術開発フェーズに進む場合には、NEDOから条件を付す場合があります。

また、各フェーズにおいて、3年又は4年の事業を行う場合は2年目終了前に、5年の事業を行う場合は3年目終了前に、「中間評価」を行います。その評価結果に基づいて、継続か非継続かについてNEDOが決定します。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

さらに、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではございません。



<対象>

業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、**複数事業者が連携・協力して取り組むテーマ**に係る技術開発。

<事業期間中の審査>

中間評価

- ・ 3年又は4年事業の場合、**2年目終了前**
- ・ 5年事業の場合、**3年目終了前**

ステージゲート審査

- ・ **フェーズⅠ終了前**

技術委員会

- ・ **原則、毎年度末に開催**

2-3. 実施体制

- (1) 事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画することが必要です。
- (2) 開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。
- (3) 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- (4) 各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (5) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。

また、2040年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から3年後の時点での省エネルギー効果量も記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は[＜添付資料1＞](#)を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

＜実施体制の要件＞

- 事業期間内に**2社以上の企業が助成先として参画**すること。
- 開発成果の**普及を促す取組を主導する組織・団体等を実施体制に含める**こと。

＜必要とされる省エネルギー効果量＞

- **2040年度時点で10万kL/年以上**

4-3. 提案書類の作成及び提出における注意事項

4-3. 提出書類の作成及び提出における注意事項

(1) 提案書類の作成

① 提案書要約版（様式 1、様式 2、様式 3）

- ・ 代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
- ・ e-Rad における所属研究機関用 ID（10 桁（けた））を必ず記載してください。
- ・ 採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせ先メールアドレスに連絡してください。
- ・ 提案書本文（様式 4）の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 様式 2 は各 1 ページ以内で作成してください。
- ・ 様式 3 は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

② 提案書本文（様式 4）

- ・ 必ず **28 ページ以内** で記載してください。指定ページ超過分は審査の対象としません。
- ・ 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ・ ページ番号を下中央に印字してください。

(後略)

<提案書本文ページ数>

- ・ **重点課題は、28ページ以内**

<添付資料4>助成事業のポイント

<添付資料4>「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8-3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8-3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、8年間は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、8年間は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降8年間**とする。

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者は**助成事業の完了年度の翌年度以降8年間**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況**について、**報告書を提出**させるものとする。